

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第27回 平成21年10月 5日開催 午後7時から午後9時15分 人材育成センター研修室A

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 なし

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、林、山岸、三浦

傍聴者 1名

配布資料

- ・第27回運営会次第
- ・第26・27回ワークショップの進め方
- ・盛り込みたい事項【各班記入シート】
- ・第18回検討連絡会議の配布資料一式
- ・第26回区民検討会議開催概要

1 運営会からの報告

第18回検討連絡会議で報告する事項について、以下の検討を行った。【報告】

- ・ 条例の制定スケジュールについて、強制力のない目標として来年の第三回定例会(9月)での上程を目指す旨、区民検討会議で合意したことを確認した。このことを第18回検討連絡会議で区民検討会議の意見として報告することとなった。
- ・ 三者案の調整方法に関して、骨子案のたたき台を検討する機関(区民・議会・行政各2名の計6名からなるワーキンググループ)の設置について検討を行った。ワーキンググループは設けず、検討連絡会議の開催回数を増やしても、骨子案は現行の検討連絡会議にて検討すべきとの意見で合意した。このことを第18回検討連絡会議で区民検討会議の意見として報告することとなった。
- ・ 中間報告会の開催について、来年1月30日の午後にコズミックセンター大研修室において検討連絡会議の主催で開催することを承認した。なお、開催内容については今後検討連絡会議で議論する旨、事務局から説明があった。

第27回区民検討会議の進め方については、引き続きワークショップにより『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について検討することとなった。【報告】

2 『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』について(ワークショップ)

ファシリテーターより、ワークショップの進め方について以下の説明があった。

- ・ 各委員から出された意見を整理し、班の意見として盛り込みたい事項をまとめるグループワークを行う。
- ・ 各班で合意した盛り込みたい事項、盛り込みたい内容と盛り込む理由について、グループ発表を行う。

説明の詳細については別紙のとおり。

『(仮)住民参加の仕組み』、『住民投票(住民の合意形成)』に盛り込みたい事項について、班の意見をまとめるワークショップを行った。

ワークショップで整理された各班の意見についてグループ発表を行った。

グループ発表の詳細は別紙の通り。

3 検討連絡会議からの報告

自治基本条例の制定スケジュールについて、以下の説明及び質疑・意見交換があった。【報告】

自治基本条例ロードマップ(案)の説明(行政)

- ・ 来年の第三回定例会で条例を上程したいと考えている。
- ・ パブリック・コメントは5月頃にかけることを予定しているが、その前に骨子案を作り、パブリック・コメントに基づいて、修正したものを「素案」として、条例議案を上程する。
- ・ 区民への周知活動については、広報掲載、区民アンケート、区民討議会などにより行う。
- ・ 区民討議会は、住民基本台帳から無作為に選んだ方を対象に、パブリック・コメントを補完するという意味合いで、4、5月頃に行う。
- ・ 地域懇談会は、区民検討会議の立上げの際に10地区で行ったもののようなイメージであり、「条例制定後」にこの条例を活用していきましょうということで、第三回定例会で議決された後の来年11月以降を考えている。
- ・ 区民アンケートについては、今年度内の10～3月までの間に実施することを考えている。

質疑・意見交換

- ・ 条例素案ができた後、議案上程までの間に区民に説明し、意見を聞く機会が必要ではないか。
条例議案上程前に区民に説明し意見を聞くことは必要だと考えている。
- ・ パブリック・コメントの後、素案策定期間が半月と短いのではないか。
素案の作成を6月中旬から7月ぐらいまでずらすことは可能と考えている。
- ・ 区民アンケートについて、いつ、何を目的にするのか。マルやバツでアンケートが取れるのか。また、アンケートの予算は確保できるか。
予算は大丈夫であるが、何が何でもアンケートをしなければならないとは考えていないので、柔軟に考えていきたい。

座長

- ・ 骨子案が固まった後、広く周知した後のアンケートの方が良い。新宿区の制定に向けた取り組み方は特殊であり、住民たちが置き去りになる可能性が高く、各段階で手厚く情報を提供しなければならぬため、今後十分に検討しなければいけない。アンケートの時期をずらす、広報特集を組んで情報を流すなど、その時期と内容について、今後詰めていきたい。
- ・ 連絡検討会議で骨子案ができ、かつ、三者調整を行い、最終的にパブリック・コメントや区民討議会などを行い、骨子から素案にまとめるときに一回、区民検討会議に戻してほしい。その時間を考慮してほしい。

三者案の調整方法について、三者の検討結果について以下の説明と意見交換があった。【報告】

区民検討会議

- ・ 区民代表委員の6人のバランス、選出の違いなどの委員構成の問題から、現行の検討連絡会議の開催回数を増やしてでも、この会議の中で議論し、決定する方法が良いとの意見でまとまった。
- ・ 一度、現行の検討連絡会議でやってみて、できるかどうかをみて、作業部会については、その後を考えてみてもよいのではないかという意見もあった。

議会

- ・ 作業部会の委員の数は、区民検討会議からは6名で良い。一方で、議会2名と行政2名で良いの

ではないかと考える。

行政

- ・ 作業部会は副座長ともう一人と考えていたが、区民検討会議の意見を聞いて、三者案の調整をこの検討連絡会議でやるのであれば、この検討連絡会議を倍増してやっていきたい。
- ・ 作業部会を作らないのであれば、検討連絡会議の委員が「6・6・6」で行うことを前提に、資料作成は事務局として単純に三者案を並べて、また同じカテゴリであれば2段書きにして、検討連絡会議にたたき台として提出してはと考えている。

座長

- ・ 事務局が整理した案は羅列でしか過ぎない。「区民の権利」で議論が分かれた。権利は区民として政府をどのようにコントロールしていくのか、『主権者としての権利』を書くのか。そうではなく、全ての人はと言う風に、『人は人らしく生きる権利』を書くのか、また、そこを誰が示すのか。羅列だけでは済まない問題が出てくる。
- ・ 区民代表委員の正しい主張であったとしても、今回の検討の枠組みの中では1/3の正義である。それを、区は「区民」のものだとして2/3くらいまで譲ったとしても、3/3ということはない。「一步も譲らない。」となると「会議」にならない。
- ・ 三者の案について、事務局の作業としてペンディング部分を掘り起こし、決めなくてはいけないことを全部出してもらって、それについての討議を全体会でやる。その後のすり合わせを「6・2・2」でやるか、「6・6・6」でやるかは選択肢がある。
- ・ これまでの議事録について、ハードルとして残された部分の取扱いについての会議を一度、全委員でやってみてはどうか。それが合意に向かったの雰囲気が出るものかどうか、とりあえずやってみて、この方法を継続するかどうか今後検討してはどうか。

決定事項

- ・ 区民代表委員6名・区議会委員6名・区職員委員（専門部会委員）6名の検討連絡会議で当面検討することとし、新たな作業部会が必要かどうかは検討状況を見て今後議論する。
- ・ 座長を入れた会議体を月に2回程度行う。、次回以降、検討連絡会議の開始時間は6時30分とする。

検討連絡会議の中間報告会については、1月30日(土)に、1:30~4:30までの3時間程度、コスミックセンター大研修室を会場として開催する。内容は、辻山座長による講演、三者からの報告会、パネルディスカッション等を行うことを候補とし、副座長3人が企画案を作成することとなった。【報告】

『住民参加の仕組み』の検討状況について、区民検討会議ではワークショップを行ったばかりであることが報告され、『住民参加の仕組み』については次回検討を行うこととなった。【報告】

4 事務連絡

検討連絡会議の開催日程について、既定の日程に加え、12月2日も開催日とすることとなった。【報告】

以上

第27回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	27回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	×
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			24

グループワークの説明

ファシリテーター 資料2をご覧ください。本日は、項目5「(仮)住民参加の仕組み」、項目8「住民投票(住民の合意形成)」の盛り込みたい事項について班としての案をまとめます。班の中から出された意見を各班の中で合意形成し、A3の用紙に班の意見として盛り込みたい事項を記入します。本日使用するツールですが、ポストイットは、意見を書き足したい場合に使用して下さい。模造紙は、前回みなさんがまとめたものです。資料3のA3サイズのは、話し合いの結果として提出してもらうものです。資料2の裏面、第27回(10月5日)の作業をご覧ください。(3)では、書記を決めて下さい。書記の方と進行役の方を決めて、進めて下さい。書記の役割は各班で合意した事項をとりまとめ、資料3の盛り込みたい事項【各班記入シート】(A3)」に記入していくことです。進行役は、書記役の記入の速度を見て、進めて下さい。(4)グループワークは、各委員から出された意見を整理し、班の意見として盛り込みたい事項をまとめます。班で合意した事項については、資料3(A3サイズ)の盛り込みたい事項【各班記入シート】に記入してください。ここまでは、8時15分までの作業です。(5)グループ発表は、各班で合意した盛り込みたい事項と盛り込む理由などについて報告します。皆さんの発表を書き留める模造紙が用意してあります。そこに、盛り込みたい事項、内容、理由と大きな枠がありますので、そちらをご覧ください。

項目2「住民(区民)の権利と責務」の検討の際、運営会案として項目5「(仮)住民参加の仕組み」などで検討するとされた2項目を念頭に合意形成を図るようにして下さい。

ここまで、質問はありますか。

グループ発表

ファシリテーター 時間になりましたので、発表に移ります。4班から発表をお願いします。

4班発表

【住民参加の仕組み】

区民参加の制度的保障

- ・住民参加の1つの機関として、地区協議会を設ける
- ・住民参加の機会を保障する
- ・教育委員会への住民参加

【住民投票(住民の合意形成)】

住民投票

- ・住民は住民の必要に応じて、住民投票をすることができる

(注)住民の定義は別途決める(外国人も入ることもあるだろうということ)

3班発表

【住民参加の仕組み】

区政への区民参加

- ・区民は区政への参加をすることができる
- ・区は区政への区民参加を保障する

地域自治

- ・地域自治はコミュニティを基盤とし、その活動を担う仕組みの一つとして、地区協議会を設置する

つまり、区民参加は新宿区の大きな範囲というよりは、むしろ地域のコミュニティを基盤とするところから、始まる。それを生かすために、地区協議会が担う。

議会への参加

- ・区民は議会に陳情請願をする権利を有する
- ・議会活動報告会を開催し、区民との意見交換の場を作る

議会が遠い存在にならないために

行政への参加(審議会等)

- ・区は審議会等の公募枠を拡充し、民主的に選定する

どのように公募委員が選定されるかが、不明瞭な部分があるため

パブリックコメント

- ・形式だけではなく、内容もきちんとしたパブリックコメントの制度を条例で位置づける

文言は要検討

「とにかくパブリックコメントをやりました」ということが多いのではないか

区民提案制度

- ・積極的な施策に対する提案制度の必要

- 陳情や請願といった受け身の参加だけではない

情報の共有

- ・情報の共有

- 区民参加を保障する前提として情報の共有が必要

【住民投票(住民の合意形成)】

住民投票の必要性

- ・直接民主主義を保障する制度として、住民投票制度を設置する

- ・区政に関わる重要な事項に於いて、住民投票を実施する

住民投票を何でもやるということではない。前提として、合意形成を諮る。このようなことが十分機能し、最終的に住民投票になる。

投票権

- ・投票権を有するのは、18歳以上の住民(定住外国人も含む)

請求の条件

- ・投票権を持った住民の 1/10 をもって、投票にかけることができる(強制に議会にかけることなく)

結果の尊重

- ・投票の結果は尊重されなければならない

発議権

- ・発議(請求)権は、住民・議会・区長(?)にある

- 議論はまだ深められていない。また、住民だけでよいという議論もある。

常設型

- ・常設である

- 常設しておけば、いつでも行うことができる体制を作る必要がある

2班発表

自治基本条例の中に、どれだけ細かく具体的な規定を入れるのかについて、結論が出なかった
ので、大ざっぱな大枠しか決まらなかった。

【住民参加の仕組み】

検討項目名を「区民参加の仕組み」としたい。

多様な参加の機会

- ・区民に多様な参加機会を保障しなければならない

- 区政の意志決定過程

- 区民の発議提案による参画

色々な経験から、陳情や請願があまり機能していないため。参画については、誰がどのように参加できるのか、について今の制度でははっきりしていない。形だけの参画だけ

でもいけないため。

地域ごとの参加

- ・地域の課題について地域での合意形成、参加を図る(地区協議会への地域住民の参加)

区全体というより、地域ごとに色々な参加があっても良いのではないか。

【住民投票(住民の合意形成)】

前提として確認したことは、か×など二者択一的な選択しかできないので、合意形勢と言うよりは、最終的な合意の決着点を示すものとなった。

住民投票を求める権利

- ・住民の発議により、住民投票を求める権利を明示する

投票結果の尊重

- ・投票の結果を尊重して、意思決定はされなければならない

意志決定をするのは誰なのかというと、住民投票が意志決定をするというよりは、住民投票を受けて、意志決定をする人が別にいるという前提で考えた

住民投票の対象

- ・地域社会や区民に重大な影響を与えるものについて

結論は出ていないが、地域に応じた投票制度があっても良いのではないかという意見があった。区全体、区民全体が投票に参加するだけでなく、地域の問題は地域で住民投票的なものがあっても良いのではないかという意見もあった。

1 班発表

1班では、2つの方向で考えた。1つは、議会と行政との関係という方向で考えた。

【住民参加の仕組み】

住民自治

- ・地域自治に誰もが参加できるようにする
 - 住民投票の対象とする年齢以下の人でも、年齢問わず誰でも参加できれば良い
- ・地域自治組織を作り、首長がそこに協調する(権限などにふれる)
 - 例えば、ミニ議会や地区協議会のようなもの。しかし、組織を作るだけでなく、首長に協調的に参加してもらう。

行政・議会への提案

- ・政策過程まで区民が参画し、その提案権も有するようになる
 - 提案権を謳わなければならない
- ・議会は、地域自治組織に権限を与える
- ・区民は、行政へ直接参加する
- ・行政、区民、議会が対等な立場で協働し、まちづくりを推進する
- ・議会は地域の公共的問題を把握し、それに積極的に取り組む

地域の実情をきちんとわかってもらい、地域で行動してもらう必要がある

【住民投票(住民の合意形成)】

住民投票

- ・住民投票制度を設置する

投票にかける事項

- ・あらかじめ定義しておく

例えば、住民全体にとって影響がある事項

- ・個別条例、住民投票条例を別につくる

個別条例を別につくることを先に定め、細かいことはそこで議論して決めていくとした。

- ・住民投票条例に請求権が必要な項目を個別条例にもりこむ
- ・投票勧誘に当たり、行政が積極的に判断情報を提供することを義務付ける
- ・投票結果については、結果と異なる決定を行ったら制裁を課せる

範囲

- ・年齢は国政選挙に準ずるが、18歳以上にすることを視野に入れる

国政選挙について、年齢引き下げ論があるので、低年齢化を今後は視野に入れていく。

- ・課題によっては、適宜、地域・年齢を勘案する

問題が特定の地域に限定されるのならば、その地域に住んでいる人が投票すれば良いとした。投票事項次第で、地域・年齢を勘案していくことにした

ファシリテーター お疲れ様でした。グループ発表を聞いて、住民投票について常設型とそうでない意見がありました。運営会に向けて、そのあたりを運営委員で確認しておいて頂きたいと思います。また、住民投票は二択かどうかについて意識して検討したのかどうかも、運営委員の方はご確認をお願いいたします。

では、グループ発表を終わります。